

(令和5年10月版)

情報共有システムに関する特記仕様書

(定義)

第1条 情報共有システムとは、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(対象工事)

第2条 当初契約額5百万円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、利用工期が短い、段階確認が少ない工事、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事及び小規模修繕工事等は、監督員との協議により、情報共有システムの利用対象外とすることができる。

2. 当初契約額5百万円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。

(利用システム)

第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(積算の取扱い)

第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、情報システム費(別紙明細)として共通仮設費に積上げ計上するものとする。

(運用)

第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県営繕工事に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。